

Q-1

道路と高低差のある敷地に戸建住宅を計画しています。道路から敷地へ出入りする屋根のない外部階段について規定はありますか。

A-1

法の規定はありませんが、令第23条の屋外階段の幅（60cm以上）及び、住宅の階段のけあげ（23cm以下）、踏面（15cm以上）の規定を準用することを推奨しています。